

# 中小・地場組合 交渉促進ニュース No.1 news

発行：日本労働組合総連合会 新潟県連合会  
〒950-8558 新潟市中央区新光町6-2 勤労福祉会館内 TEL 025-281-7555/FAX 025-281-7556  
発行人：牧野 茂夫 編集人：桑原 典子

「底上げ・底支え」「格差是正」と  
「すべての労働者の立場にたった働き方」  
の実現を同時に推し進めよう！

月額賃金の引き上げに  
こだわってみんなで闘おう！



## 2019春季生活闘争 連合新潟要求および回答・妥結集計状況 (3月26日公表)

〈賃金〉 要 求	<b>9,336円</b>	<b>3.73%</b>	(組合員1人あたり・加重平均、105組合分) (前年同時期比較 <b>647円増</b> <b>0.23ポイント増</b> 129組合分 同じ組合比較ではない)
	<b>5,184円</b>		(要求額の内 賃上げ分・加重平均、96組合分)
回答・妥結	<b>5,473円</b>	<b>2.00%</b>	(組合員1人あたり・加重平均、30組合分) (前年同時期比較 <b>367円減</b> <b>0.16ポイント減</b> )
	<b>1,577円</b>		(要求額の内 賃上げ分・加重平均、27組合分)

※賃金カーブ維持相当分(定期昇給相当分)を除いた賃上げ分

〈一時金(年間)〉 要 求	(組合員・加重平均)	月数集計 <b>4.61月</b>	額集計 <b>1,344,548円</b>
		(前年同時期比較 <b>0.08月増</b> )	<b>15,814円増</b> 同じ組合比較ではない)
回答・妥結	(組合員・加重平均)	月数集計 <b>4.09月</b>	額集計 <b>1,062,547円</b>
		(前年同時期比較 <b>±0月</b> )	<b>9,941円増</b> )

### 連合新潟2019春季生活闘争 妥結ミニマム基準額を設定！

賃金カーブ維持相当分と賃金改善分とあわせて、**5,000円以上をめざす**

◆賃金カーブ維持相当分(定期昇給相当分)とあわせて、連合新潟ミニマムの賃金カーブ水準 4,500円をめざし賃金改善分として500円以上の底上げをめざし、5,000円以上とする

**Action!** 連合新潟は、3月28日に拡大闘争委員会を開催し、妥結ミニマム水準を5,000円以上とすることを確認しました。

**36** 県内では、まだまだ交渉継続中の組合、未決着の組合等がたくさんあり、これからヤマ場を向える組合もあります。「妥結ミニマム基準額」や、県内の回答妥結の集計結果を参考に、賃金水準の改善に結び付ける解決をめざしましょう！

## 2019春季生活闘争期における各種団体への要請行動

2019春季生活闘争では、すでに各加盟組合が要求書を会社に提出し、交渉が始まっています。連合新潟としても、これまでの間、2月22日の新潟県経営者協会を皮切りに、新潟県、新潟労働局、新潟県中小企業団体中央会、新潟県商工会連合会、新潟県社会保険労務士会への要請をおこなってきました。

経営者協会への要請、意見交換の中では、月例賃金の引き上げにこだわって取り組んでいる連合と年収ベースで考える経営者側とは隔たりがあるものの、パートタイム労働者の賃金の引き上げの重要さは経営者側も認識しており、あわせて深刻な労働力不足を背景に、労働条件の見直しについても前向きな姿勢が見られました。

労働局への要請の中では、井上局長から「すべての働く方々が健康で安心して生き生き働ける職場環境を実現するために、積極的に取り組みを進めていきたい。働き方改革を推進し、法令の周知などもおこない、働く人と企業に対する支援をすすめていく。また連合新潟とも連携をはかってきたい。」とあいさつがありました。

また公正な取引という点には、経営者協会も新潟労働局も是正に向けて取り組んでいることがうかがえます。経営者側は、今までの慣行を変えていくには困難がありながらも、経営四団体が共同宣言を行うなど、適正化に取り組んでおり、新潟労働局も特に運送業等における取引慣行の適正化に向けて、納期の適正化などを説明会で周知したり、適正化指導員を配置するなどの取り組みを進めています。連合新潟としても、引き続きサプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な配分に資する公正取引の実現を重視し、その効果が広く社会に浸透するよう社会的アピールおこなっていきます。



▲第31回新潟県労使懇談会



▲労働局への要請

### 会長激励あいさつ

## 県内のすべての働く者の先頭に

連合新潟 会長 牧野茂夫

2019春季生活闘争は、賃上げの継続による「底上げ・底支え」「格差是正」とすべての「労働者の立場にたった働き方」の実現を同時に推しすすめる。また、中小組合や非正規労働者の賃金を「働きの価値に見合った水準」へと引き上げていくためにも、賃金の「上げ幅」のみならず「賃金水準」の追求を強化していくことを訴えている。

経営側は、個人消費の活性化を通じた経済の好循環実現に向けた社会的な要請や期待について、また産業内における自社のポジションを意識した賃金水準に基づく要求については一定程度の理解を示しているものの、経済や事業の先行き不透明感、過去5年間の賃上げによる賃金水準の上昇などを理由に、賃上げに対しては極めて慎重な判断が必要との態度を示している。

県内においても、先行する組合が引き出した回答内容を賃上げのうねりとして全体に波及させるために、交渉中の組合は3月決着にむけて積極的かつ前向きな回答を引き出していただき、県内のすべての働く者の賃金引き上げを確実に波及させなければならない。

4月1日から段階的に施行される改正労働基準法への対応も含めて、「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現、長時間労働の是正およびいわゆる「同一労働同一賃金（職場における雇用形態間の不合理な処遇の格差の是正）」に関する取り組みを広げていただきたい。



▲中小・地場総決起集会  
(ホテルニューオータニ長岡・NCホール)